

第一次大極殿院における扁額の検討

—第一次大極殿院の復原研究30—

1 はじめに

古代の扁額に関する検討は、第一次大極殿（以下、大極殿と略す）の復原研究で詳細におこなってきた¹⁾。検討の末、大極殿の扁額は次のように復原された。形状は額面の四辺に額縁を起こして取り付けたものとし、額縁上辺の両端に肩状の、左右両辺の下端に脚状の突出部をそれぞれ設ける。突出部の形状は山田寺出土部材を参考とする。扁額の設置位置は上層の正面中央、尾垂木下とし、丸桁から下げる金具で額縁上辺を吊り、柱を挟んだ両柱間に連子窓方立に額縁左右辺の脚状突出部を突き立て、前傾させて掛ける。額縁は蓮弁形縹緲彩色とするが、突出部と背面は黒漆塗。額面は白色地に墨で枠をまわし、その内側に朱線をまわす。文字は鎬付き薬研形による陰刻とする。額字は和銅経（和銅5年〔712〕）²⁾より集字した「大」「極」「殿」の3文字を縦書きとする。

こうした大極殿復原研究での検討成果を援用することを基本方針として、平成30・31年度に、第一次大極殿院（以下、大極殿院と略す）における扁額の復原検討をおこなった³⁾。本稿ではその概要を報告する。

2 事例の検討

中国の事例 扁額の現存事例で8世紀以前のものは確認されていない⁴⁾。唐代以前の史料には、扁額に関する記述が散見するが、筆者や書体、扁額を掲げた場所について記したものが多く、具体的な形状や額字を記したものはほとんどみられない⁵⁾。絵画資料では、敦煌壁画に扁額のような描写を1、2例確認できる程度である⁶⁾。宋代以降になると、扁額に関する史資料は増加する傾向にある。『營造法式』（1103）には、扁額の形式や寸法に関する具体的な記述がある⁷⁾。ただし記述の内容に食い違いや複数の解釈の余地があるなど、参考とするには慎重な検討を要する。絵画資料等では、「清明上河図」（北宋）に描かれた城門の門楼に扁額と思われる描写がみられる。また呂大防「唐長安城図碑」（北宋）に、宮殿の各殿舎や門の名称を確認できる。

以上の史料から次のことがいえる。中国では漢代以

降、主要な宮殿や門に扁額を掲げていた。額字は能書家が書き、主要殿舎で書体を統一していた。扁額の取付方法は釘による打ち付け。形状や材質、規模に等級分けのようなものが存在していた。院の南門の名称は、正殿と同じ名前の場合が多い。

韓国の事例 高麗時代の史料に新羅の扁額に関する記述があり⁸⁾、宮殿門に殿舎名や門号を記した額が存在したことがわかる。また、扁額の現存事例ではないが、敬天寺十層石塔（高麗）に扁額の表現がみられ、当時の扁額が縦書きであったこと、実際に建物に扁額を取り付ける場合も垂木に直接打ち付けて斜めに掛けた可能性のあることが推察されている⁹⁾。

中国・韓国の宮殿建築 時代は大きく降るが、中国・韓国の現存宮殿建築にも扁額が掲げられている。それらをみる限り、正殿と門の扁額を同形式とする傾向がうかがえる。

日本の史料 平安宮では宮城門や内裏の諸門に門号が与えられていたことが、当時の諸史料から知られている。それら門号のいくつかは平城宮まで遡ることができる事が判明しているが、大極殿院南門に比定できる門号は有無も含め不明である。奈良時代の法制史料には「殿門」、「大極殿門」の用語がみられ、日本都城の三重構造である宮城門・宮門・閻門の秩序と別に記されている。史料の成立年代などから、この特殊な用語は大極殿院南門を指すと考えられる。東樓・西樓の扁額に関しては、史料上では十分にうかがい知ることはできない。

まとめ 以上の事例から、大極殿院における扁額について次のように考えた。南門は大極殿院における位置づけに加え、法制史料よりうかがえる重要性からも、扁額を掲げたとする。東樓・西樓は、固有名称の存在や機能、重要性などが不明瞭であることから、掲げた可能性も否定できないものの、扁額を掲げなかったと解釈する。南門扁額の額字は、大極殿との関係や同時代性から、書体と書字方向を大極殿扁額とそろえ、和銅経より近似する字形の字を集字することとする。

3 扁額の掛け方と規模の検討

大極殿は上層の桁行が8間で、中央に柱が立ち三手先組物がのるため、扁額の掛け方と規模に大きな制約があった。しかし、上層の桁行が5間である南門において

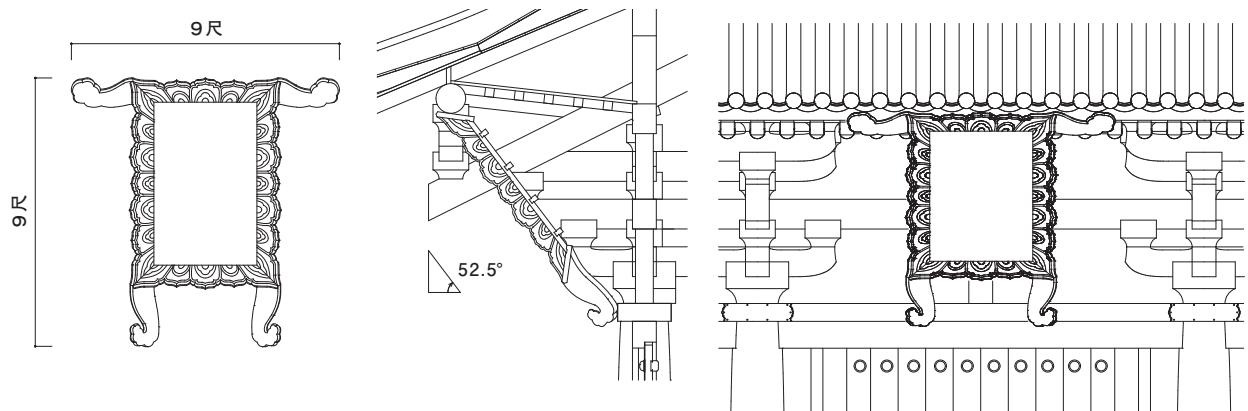


図12 南門扁額復原案

はそうした制約は生じない。先述の事例の検討では、建物の種類別あるいは規模による扁額の具体的な寸法の設定方法ないし基準は見出せなかった。そこで、扁額の現存事例から南門の扁額の掛け方を推定し、それをもとに規模を検討することとした。

現存する縦長扁額の事例のうち、現在建物に扁額を掲げる事例¹⁰⁾を対象に扁額の掛け方を確認したところ、以下の特徴を見出すことができた。

- ・額縁が建物の丸桁ないし支輪桁、頭貫ないし台輪、長押に接する。
- ・額縁が起き上がる形式の場合、扁額上端は丸桁や支輪桁より前面に出る。
- ・扁額下端は台輪など横架材の見付にくるものが多く、扉口に干渉しない。

これらの特徴より、南門における扁額の掛け方を次のように想定した(図13)。

- ①額縁が丸桁と台輪に接する。
- ②扁額上端が丸桁と同じかそれより前方に出る(下から見上げた時、丸桁がある程度扁額で隠れる)。
- ③扁額下端が台輪より前方に出、扉口に干渉しない。

上記①～③に加え、組物に干渉しない横幅という条件を満たす規模を図面上で検討し、結果、肩・脚状の突出部を含め9尺とするのが妥当と考えた(図12)。このとき額面は3.5尺×5.6尺の大きさとなる。

(坪井久子)

謝辞

本検討を進めるにあたり、中国・韓国の扁額に関して、大阪歴史博物館の村元健一氏、李陽浩氏、中央大学の妹尾達彦教授から多くのご教示をいただいた。記して謝意を表したい。

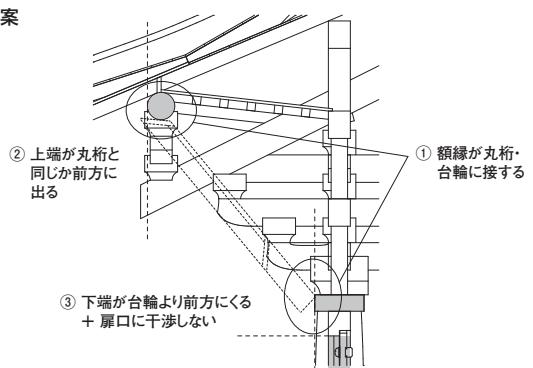


図13 想定される南門扁額の掛け方

註

- 1) 奈文研『平城宮第一次大極殿の復原に関する研究2 木部』2010。
- 2) 現存する220卷余りのうち、常明寺藏の卷30を参考としている。前掲註1。
- 3) 当検討で門号も確定したが、現在進行中の復原整備工事の計画上、本稿では公開しない。
- 4) 現在確認されている最古の事例は山西省仏光寺大殿の扁額(857)。前掲註1。
- 5) 扁額もしくはその類に関するもっとも具体的な史料としては、以下の逸文があげられる。記述からは、形状や材質についてうかがい知ることができる。
『漢旧儀』
丞相門無塾、門署用梗板、方円三尺、不堊色、不郭邑、署曰丞相府。御史大夫寺在司馬門内、門無塾、門署用梓板、不起郭邑、題曰御史大夫寺。
- 6) 莫高窟第323窟北壁(初唐)、第148窟南壁(盛唐)。
- 7) 卷8小木作制度、卷21小木作功限二にそれぞれ、扁額の形状と寸法、工程の手間の規定が記されており、卷32小木作制度図様には2種類の扁額の図が記載されている。李誠撰、鄒基昌点校『營造法式』人民出版社、2006。竹島卓一『營造法式の研究 二』中央公論美術出版、1971。
- 8) 『三国史記』新羅本記・文武王下、十九年秋八月創造東宮、始定内外諸門額號、(後略)。
- 9) 文化財庁『宮闕懸板考証調査』2015。
- 10) 石山寺東大門(仁治元年[1240])、長保寺大門(応永24年[1417])、建長寺山門(天文8年[1539]以前)、今八幡宮樓門(天文12年[1543])、般若寺樓門(室町中期)、岡寺仁王門(室町)の計6例。ただし、掲げる扁額が当初のものでない事例も含む。かっこ内の年代は当初の扁額の製作年代。